

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

デイケア・予防デイケアサービス

★要介護1～5 地域単価:10.83円 平成27年11月より

要介護度	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		摘要
サービス費 (1日あたり 6時間以上8時間未満)	1割	697単位 755円	839単位 909円	982単位 1,064円	1,124単位 1,217円	1,266単位 1,371円	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供します。				
	2割	697単位 1,510円	839単位 1,818円	982単位 2,127円	1,124単位 2,435円	1,266単位 2,742円					
食費	1日	700円(昼食)					おやつは昼食代に含みます。				
1日あたりの基本料金 (昼食を召し上がった場合)	1割	1,455円	1,609円	1,764円	1,917円	2,071円	※食費を含み算定した金額です。				
	2割	2,210円	2,518円	2,827円	3,135円	3,442円					

★要支援1・2 地域単価:10.68円 平成28年3月より

要介護度	要支援1		要支援2		摘要
サービス費 (1月あたり)	1割	1,647単位 1,759円	3,377単位 3,607円		居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供します。
	2割	1,647単位 3,518円			
食費	1日	実費			毎回ご自身でお弁当を選んでいただきます。
1月あたりの基本料金 (週2回利用、500円のお弁当を注文された場合)	1割	5,759円	7,607円		※お弁当代を含み算定した金額です。
	2割	7,518円	11,214円		

★その他 加算料金(デイケアサービス) 地域単価:10.68円 平成28年3月より

加算内容	1割	2割	摘要
入浴介助加算	1日 50単位 54円	50単位 107円	入浴介助を行った場合

計算方法 : ①(単位×地域単価(小数点切捨て)) - ②((A)×90%or80%(小数点切捨て)) = ③(1割または2割)

★その他 加算料金(デイサービス) 単位:円 平成28年3月より

負担割合	1割	2割	摘要
入浴介助加算	1日 54	107	入浴介助を行った場合
中重度者ケア体制加算	1日 22	43	月に4回以上リハビリを行った場合に算定
個別機能訓練加算Ⅰ	1日 50	99	月に4回以上リハビリを行い、月1回リハビリテーション会議を開催した場合に、同意を得た月から6月以内に算定
個別機能訓練加算Ⅱ	1日 60	120	月に4回以上リハビリを行い、同意を得た月から6月を超えた月から、3月に1回リハビリテーション会議を開催した場合に、算定
認知症加算	1日 64	128	短期集中個別リハビリテーションを行った場合
栄養改善加算	1月(2回まで) 161	321	栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを実施した場合
口腔機能向上加算	1月(2回まで) 161	321	口腔ケアを行った場合
個別送迎体制強化加算(※)	1日 225	449	要介護3・4又は5の方であって、厚労省の定める状態にある方に対して処置を行った場合
入浴介助体制強化加算(※)	1日 64	128	要介護3・4又は5の方の割合が通所の100/30以上の場合
送迎減算	片道 -51	-101	施設送迎を行わなかった場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日 20	39	介護職員の総数の60%が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	ご利用単位により異なります	厚労省の示す基準を満たしている場合

★その他 加算料金(予防サービス)

単位:円 平成28年3月より

負担割合		1割	2割	
運動器機能向上加算	1月	241	481	運動器機能向上計画を立ててリハビリを行った場合
口腔機能向上加算	1月	161	321	口腔ケアを行った場合
栄養改善加算	1月	161	321	栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを実施した場合
事業所評価加算	1月	129	257	厚労省の示す基準を満たしている場合
サービス提供体制強化加算 I 11	1月	77	154	介護職員の総数の60%が介護福祉士の資格保持者である場合 (要支援1の方)
サービス提供体制強化加算 I 12	1月	154	308	介護職員の総数の60%が介護福祉士の資格保持者である場合 (要支援2の方)
介護職員処遇改善加算 I	1月	ご利用単位により異なります		厚労省の示す基準を満たしている場合